

利益処分の承認について

1. 法的根拠

地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てること

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

2. 承認基準

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）により、「利益処分に関する書類」における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は、地方独立行政法人の当該事業年度における「経営努力により生じたとされる額」となっている。

- (1) 運営交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益については、経営努力認定とする。
- (2) 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に実施したために費用が減少に生じた場合については、経営努力認定とする。

3. 利益処分の承認に係る意見

(1) 監事の意見

剰余金処分については、大学の教育、研究及び診療等の充実などを最重点に、長期的な視野に立った判断が必要だと考えます。

(2) 法人の意見

当期純利益の全額（1,707,295,911円）を教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金としたい。